(2) 失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が動植物に与える影響について起業者が任意で調査を行っており、その結果、本件事業による改変範囲が少ないことなどから、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）を含む動植物に与える影響は軽微であると評価されている。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき埋蔵文化財は確認されていない。

本件事業の実施に当たり重要な種や埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

なお、起業者は、工事に使用する建設機械は全て低騒音・排出ガス対策型の機械を使用するほか、作業時間に規制を設けるなどの対策を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時等に発生が予測される土石流を捕捉及び抑制し、本渓流下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全を図ることを目的として、砂防法による砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業における砂防堰堤の位置については、申請案である最下流案を含む３案での検討が行われており、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき総合的に検討した結果、事業費が最も廉価であるなど、最も合理的である案を採用していると認められる。

また、本件事業における渓流保全工のルートについては、採用された砂防堰堤の位置に基づき、申請案である土地利用に配慮した山裾ルート案及び延長が最短となるなど、技術性に配慮した日南町総合運動場西端案の２案での検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき総合的に検討した結果、技術的に劣るものの、土地利用への影響が小さく、事業費も廉価であるなどの理由により合理的である案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第４号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本渓流は、土石流発生の危険性が危惧されていることから、できるだけ早期に土石流災害を防止するための措置を講じ、下流域の住民の生命、財産及び学校施設等の社会資本の保全を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲のうち、収用することを必要とする範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鳥取県日野郡日南町役場

○九州地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字堀ノ内一一七八二番から同町大字南高鍋字堀ノ内一一七八四番二まで	前	二〇・〇～二五・七四メートル	〇・一一〇キロメートル
	後	二二・五一～二九・八七メートル	
都城市高城町四家字様ケ野一〇四三番一地内	前	一六・三九～二六・七三メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	一七・三七～三四・九九メートル	〇・〇六一キロメートル
都城市高城町四家字蓑野一七七〇番一から同市高城町四家字蓑野一七八九番一まで	前	一三・八七～二八・六五メートル	〇・〇八七キロメートル
	後	一五・二四～五一・三八メートル	〇・〇八七キロメートル
都城市高城町有水字立野三七五三番三から同市高城町有水字立野三七五三番六まで	前	一一・三〇～二六・六七メートル	〇・〇八五キロメートル
	後	一一・三〇～六〇・七〇メートル	〇・〇八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

四月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地域再生法の一部を改正する法律

議案通知

四月十四日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

地域再生法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄の経済や沖縄振興予算、米軍基地等に関する公民教科書の誤記載の是正に関する質問主意書（仲里利信提出）

ジョセフ・スティグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問主意書（山井和則提出）

参議院

議事日程

四月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

平成二十八年四月十五日（金曜日）

午後零時十分開議

第一　航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、第百九十回国会衆議院送付）

第二　航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会内閣提出、第百九十回国会衆議院送付）

第三　サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出衆議院送付）

通知書受領

四月十四日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域再生法の一部を改正する法律

質問主意書提出

四月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

大麻草の医療研究および使用に関する質問主意書（荒井広幸提出）（第一〇〇号）